

令和6年度

ことしの 税制改正の ポイント



- 所得税・個人住民税の定額減税
- 賃上げ促進税制の強化
- 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

その他主要改正事項を収録

改正解説
動画視聴
サービス
付き

はじめに

令和6年度の税制改正関連法案は、令和6年3月28日の参院本会議で原案どおり可決、成立しました。本年度の税制改正は、デフレマインドの払拭と賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環の実現が基本的な考え方あり、物価上昇を上回る賃金上昇の実現が最優先課題とされています。

個人の定額減税が、令和6年6月以降の源泉徴収・特別徴収等から、高額所得者を除き1人当たり所得税3万円、個人住民税1万円で実施されることとなりました。また、子育て世帯等を対象として住宅ローン控除等の拡充が行われました。

法人税関係では、賃上げ促進税制のインセンティブが強化されるとともに、赤字企業にも賃上げの裾野を拡大する措置が講じられました。さらに、民間企業による無形資産投資を後押しするイノベーションボックス税制や、国として戦略的な長期投資が不可欠となる物資を選定して投資を促す戦略分野国内生産促進税制が創設されました。

消費課税では、グローバル化を踏まえてデジタルサービスを提供する国外事業者に対するプラットフォーム課税の導入や必要な制度の見直しが行われました。

そして、法人のGビズIDとの連携によるe-Taxの利便性向上や処分通知等の電子交付の拡充が実施される等の納税環境整備が措置されました。また、重加算税の適用対象に仮装隠蔽に基づき更正請求書を提出していた場合が加えられました。

本冊子は、令和6年度税制改正の内容を、図表やイラストを用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸甚です。

CONTENTS もくじ

I 法人にかかる税制 改正のポイント

1	賃上げ促進税制の強化	4
2	交際費等の損金不算入制度の見直し	12
3	その他の改正	13

II 個人にかかる税制 改正のポイント

1	所得税・個人住民税の定額減税	19
2	法人にかかる税制改正で個人にも 同様の税制改正があるもの	23

III 土地・住宅にかかる税制 改正のポイント

1	子育て支援に関する政策税制	25
2	土地に係る固定資産税の負担調整措置	28
3	その他の改正	28



相続・贈与にかかる税制

改正のポイント

- ❶ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の改正 29
- ❷ その他の改正 30



消費課税にかかる税制

改正のポイント

- ❶ プラットフォーム課税の導入 31
- ❷ 消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等 32
- ❸ 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の見直し 33
- ❹ 外国人旅行者向け免税制度の抜本的な見直し 34



納 税 環 境

改正のポイント

- ❶ 法定調書のe-Tax等による提出義務基準の引下げ 35
- ❷ GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上 36
- ❸ 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備 37
- ❹ その他の改正 38

(注) 本冊子の内容は、令和6年4月1日現在の法令等、令和5年12月14日付の与党の「令和6年度税制改正大綱」及び令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」等によりますが、以後の法令改正等にも十分ご留意ください。

法人にかかる税制 改正のポイント

1 賃上げ促進税制の強化

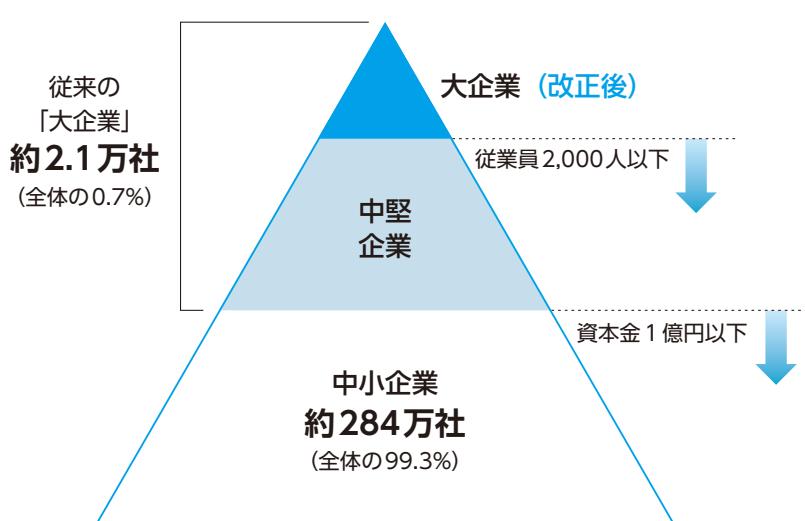
(措法42の12の5、措令27の12の5、措規20の10)

(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改正

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げのため、賃上げ促進税制が強化されました。

また、従来の「大企業」から「中堅企業」として新たな区分が設けられ、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ措置の適用要件の緩和が行われました。

さらに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率の上乗せ措置が創設されました。

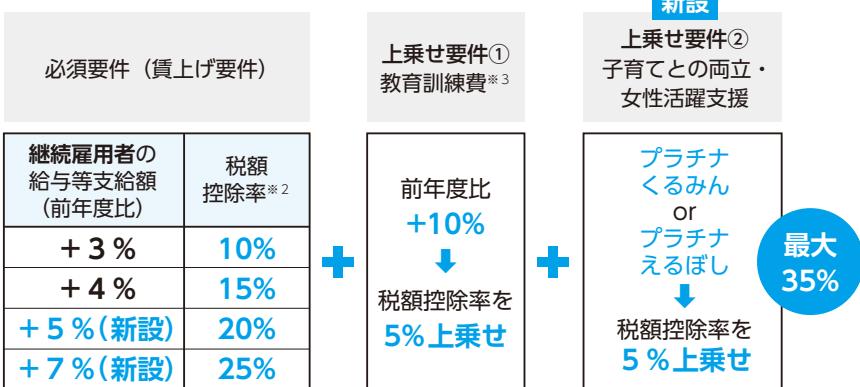


これらの改正により、賃上げ促進税制の最大控除率は、大企業・中堅企業については、30%（改正前）から35%（改正後）に、中小企業については、40%（改正前）から45%（改正後）に引き上げられました。

その結果、賃上げ促進税制の位置付けは、賃金だけでない「働き方」全般にプラスの効果を及ぼすような税制措置となりました。

大企業向け

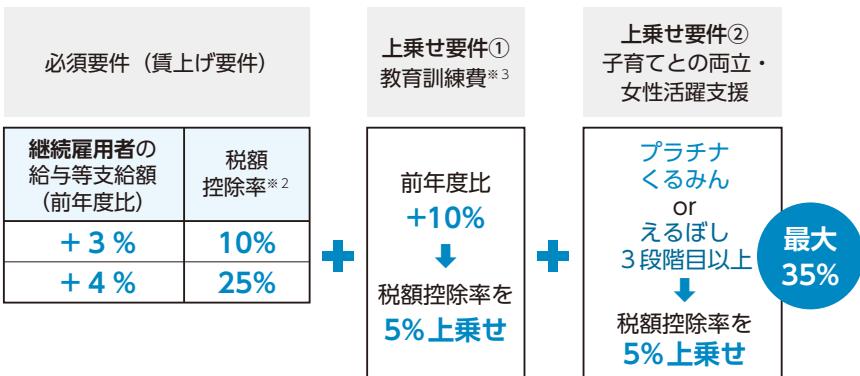
適用対象 青色申告書を提出する全企業^{*1}



中堅企業向け【新設】

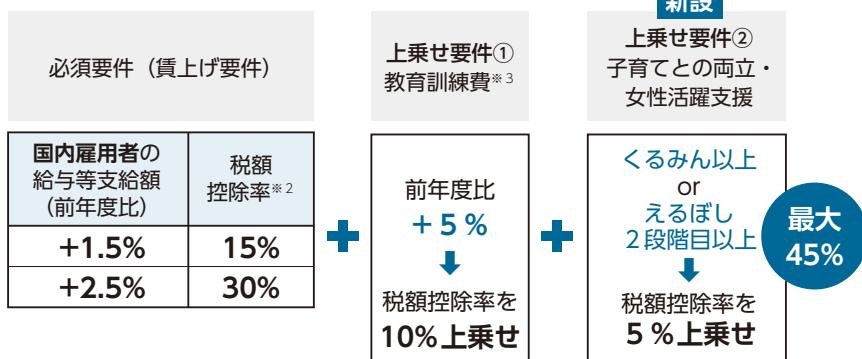
適用対象 青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業^{*4}

（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）



中小企業向け

適用対象 青色申告書を提出する中小企業者等
(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)



中小企業は、要件を満たす賃上げ等を実施した年度に控除しきれなかった税額控除額の5年間の繰越しが可能※5 **【新設】**

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」(改正後)のいずれかに当たる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが必要。それ以外の企業は不要。

※2 税額控除額の計算は、国内雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※3 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の国内雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。(改正後)

※4 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※5 繰越税額控除をする事業年度において、国内雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。
(経済産業省資料を基に作成)

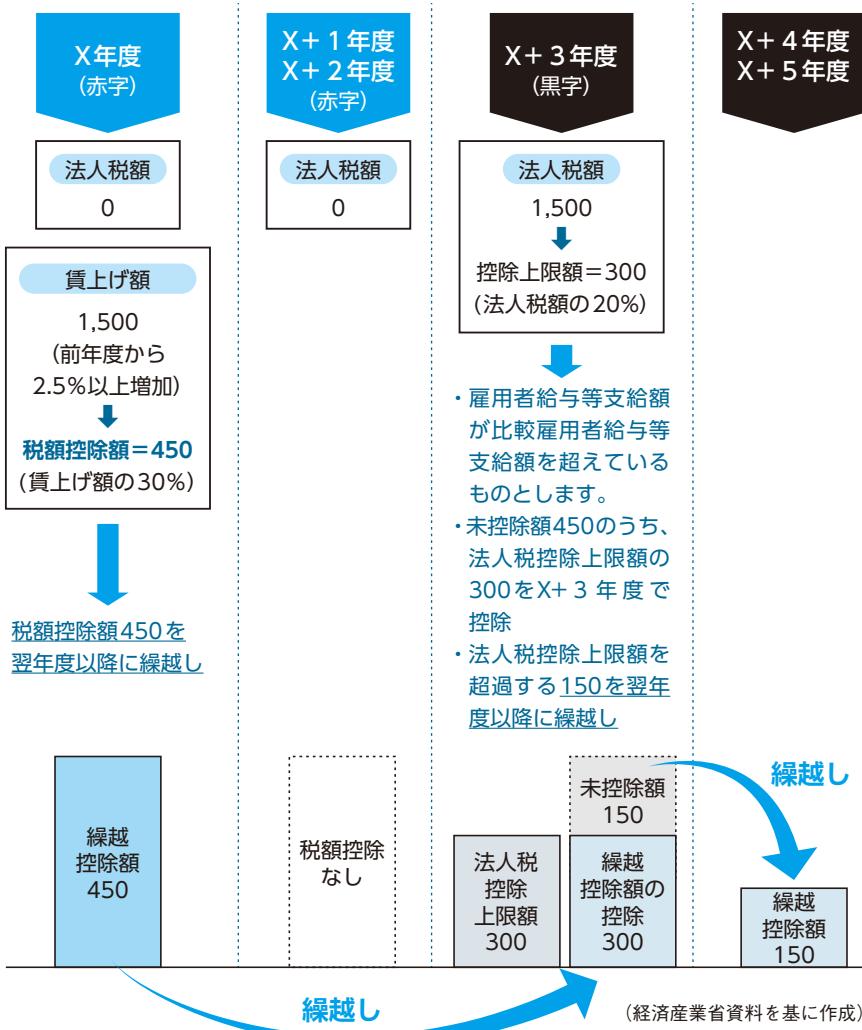
区分	主な対象企業	比較する給与	
大企業向け	全企業	継続雇用者ベース	A
中堅企業向け	2,000人以下の企業※	継続雇用者ベース	B
中小企業向け	資本金1億円以下の法人、農業協同組合等	国内雇用者ベース	C

(※) その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除きます。

青色申告をしている資本金5,000万円の株式会社（単体法人）でいえば、
Cと**A**の有利不利判定 又は **C**と**B**の有利不利判定 を行う必要があります。

〈繰越控除措置のイメージ〉

中小企業は、要件を満たす賃上げ等を実施した年度に控除しきれなかった税額控除額の**5年間の繰越し**が可能となりました。繰越税額控除をする事業年度において、国内雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限ります。所得税についても同様です。(措法10の5の4)



適用関係 上記の改正は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、繰越控除は、同事業年度以後において生ずる控除しきれない金額について適用されます。(改所法等附38、44)

用語の説明

● 国内雇用者の給与等支給額

法人の適用事業年度の所得の金額の計算上損金に算入される国内雇用者(法人の使用人のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者は含まれません。)に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与所得)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を給与等支給額から控除します。

● 繙続雇用者の給与等支給額【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者(前事業年度及び適用事業年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用事業年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。)に対する給与等支給額をいいます。

● 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

● くるみん

(概要) 仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する認定

				
認定基準 (一部抜粋)	男性育休取得率	7%	10%	30%
	女性育休取得率	75%	75%	75%

(厚生労働省資料を基に作成)

● えるぼし

(概要) 女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する認定

	 えるぼし (1段階目)	 えるぼし (2段階目)	 えるぼし (3段階目)	 プラチナえるぼし
基本の5つの基準	1. 採用（男女の競争倍率が同程度・正社員に占める女性比率が産業平均以上） 2. 繙続就業（女性の平均勤続年数が男性の7割以上等） 3. 労働時間等の働き方（平均残業45h/月末満等） 4. 管理職比率（女性の管理職比率が産業平均以上） 5. 多様なキャリアコース（正社員への転換、子育て世代女性の正社員採用）			
認定基準（一部抜粋）	5基準のうち 1つ又は2つ を充足	5基準のうち 3つ又は4つ を充足	5基準 全て充足	<ul style="list-style-type: none"> ・5基準全て充足 ・一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合

(厚生労働省資料を基に作成)

● 子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPをご確認ください。

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はちら →



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はちら →



(2) 紹与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準から の控除制度の改正 (地法附9)

法人事業税（外形標準課税）の計算における紹与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度について、次の措置が講じされました。

【適用期限の延長】

①	対象法人	外形標準課税が適用される全ての法人	
	対象期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日（改正前：令和6年3月31日）までの間に開始する各事業年度	
	要件	<input checked="" type="checkbox"/> イ 国内雇用者に対して紹与等を支給する場合	<input type="checkbox"/> ロ 繼続雇用者紹与等支給額の継続雇用者比較紹与等支給額に対する増加割合が3%以上である場合等

【新設】

②	対象法人	外形標準課税が適用されることとなる中小企業者等	
	対象期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度	
	要件	<input checked="" type="checkbox"/> イ 国内雇用者に対して紹与等を支給する場合	<input type="checkbox"/> ロ 雇用者紹与等支給額の比較雇用者紹与等支給額に対する増加割合が1.5%以上である等

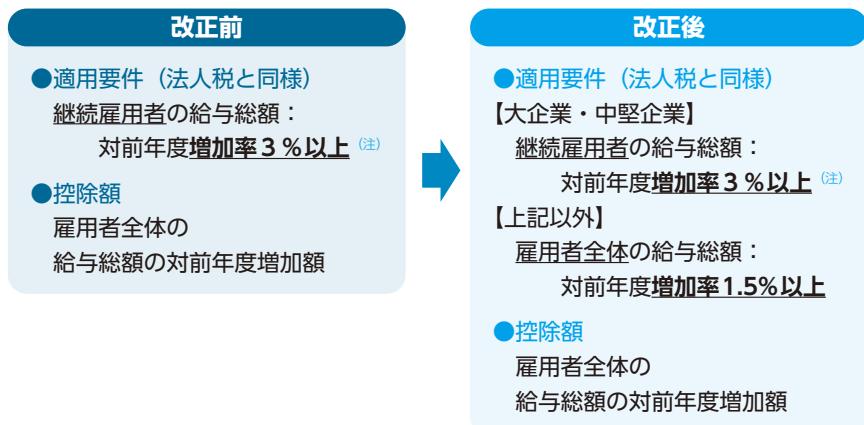
①又は②の場合に控除対象雇用者紹与等支給増加額の一定の額を付加価値割の課税標準から控除できます。

（注）雇用安定控除との調整等所要の措置が講じられます。（地法附9⑬⑭）

※ ②は、③④①に対応した措置と考えられます。



●給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度の改正概要



(注) マルチステークホルダー方針に係る要件は法人税と同様。 (財務省資料を基に作成)

【参考】改正前の賃上げ促進税制の概要

	大法人向け（全法人） (資本金1億円超)		中小法人（特例） (資本金1億円以下)	
	【適用要件】	【控除率】	【適用要件】	【控除率】
基 本	継続雇用者の 給与総額増加率 対前年度 +3%以上	雇用者全体の 給与増加額 × 15%	雇用者全体の 給与総額増加率 対前年度 +1.5%以上	雇用者全体の 給与増加額 × 15%
	マルチステーク ホルダー宣言*			
上乗せ① (賃上げ)	同上 対前年度 +4%以上	10%上乗せ	同上 対前年度 +2.5%以上	15%上乗せ
上乗せ② (教育訓練)	教育訓練費の 増加率 対前年度 +20%以上	5%上乗せ	教育訓練費の 増加率 対前年度 +10%以上	10%上乗せ
最 大	最大控除率 30%		最大控除率 40%	

* 企業に対する要件として、自社のウェブサイトに方針内容を公表したことを経済産業大臣に届出。

2 交際費等の損金不算入制度の見直し

(措法61の4、措令37の5)

(1) 交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり10,000円以下（改正前：5,000円以下）に引き上げられた上、制度の適用期限が、令和9年3月31日までに開始する事業年度まで3年間延長されました。

● 交際費等の範囲から除かれるものの範囲

- ① 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- ② 飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が **10,000円以下（改正前：5,000円以下）** である費用
- ③ その他カレンダーやうちわなどを贈与するための費用など

適用関係 上記の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。（改措令附16、1）

(2) 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が、令和9年3月31日までに開始する事業年度まで3年間延長されました。

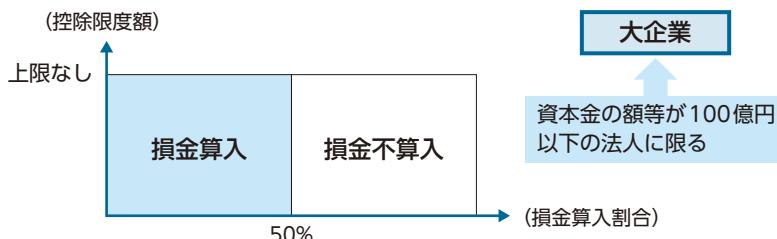
【参考】制度内容のおさらい

中小法人に係る損金算入の特例



接待飲食費に係る損金算入の特例

(中小企業・大企業)



(注) 中小企業については、上記特例のいずれかを選択

(厚生労働省資料を基に作成)

3 その他の改正

(1) 戰略分野国内生産促進税制の創設

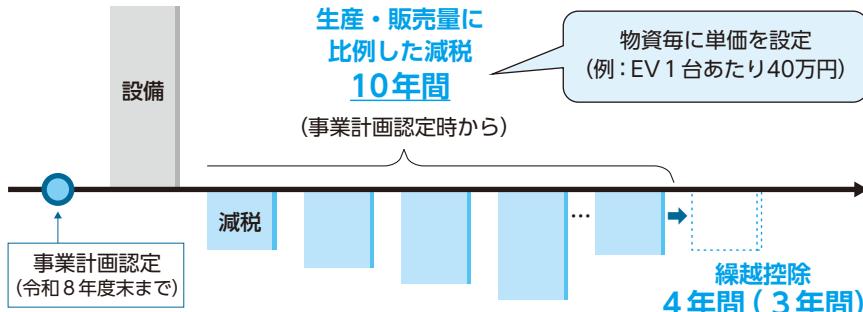
(措法42の12の7⑦～⑫、措令27の12の7④～⑯)

“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として「戦略分野国内生産促進税制」が創設されました。制度の概要は、民間として事業採算性に乘りにくいGX、DX、経済安全保障という戦略分野において、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、それらを対象として生産・販売量に比例して法人税額を控除するというものです。

控除額は、当期の法人税額の40% [半導体については当期の法人税額の20%] が上限^(※)で、対象期間（10年）の各事業年度において、一定の方法で計算した金額の税額控除ができます。

(※) DX投資促進税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制との合計%

また、4年間（半導体は3年間）の繰越期間があります。

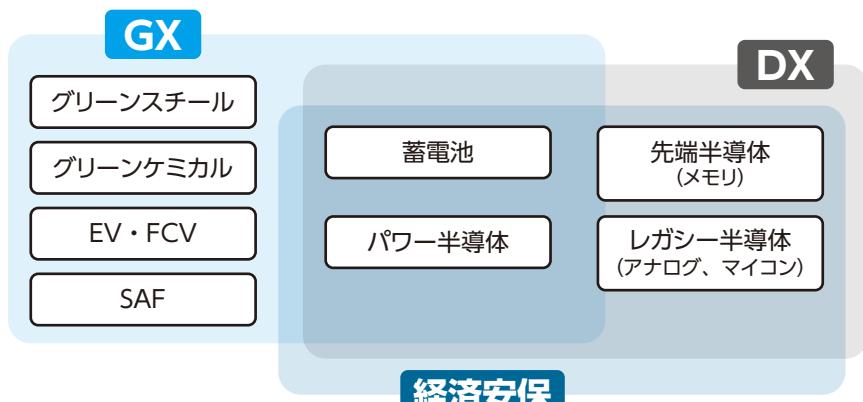


※ 既設の建屋等含む生産設備全体^(注)の額が上限^(注)（注：具体的な範囲は認定計画で定める）

※ 各年度、法人税額の40%(20%)が上限

(財務省資料を基に作成)

〈戦略分野に該当しうる物資のイメージ〉



なお、本税制の効果を高めるための措置として、適用に当たっては、一定の賃上げ・設備投資を行っていることが要件となります。

GX : green transformation 化石燃料をクリーンエネルギーに転換して、脱炭素化社会を構築しよう
という取組み

DX : digital transformation 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

適用関係

上記の改正は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日までの間に認定された「認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者」が取得等（増設又は新設）をする半導体生産用資産又は特定商品生産用資産について適用されます。

(2) イノベーションボックス税制の創設（措法59の3）

国内で開発された知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制が創設されました。

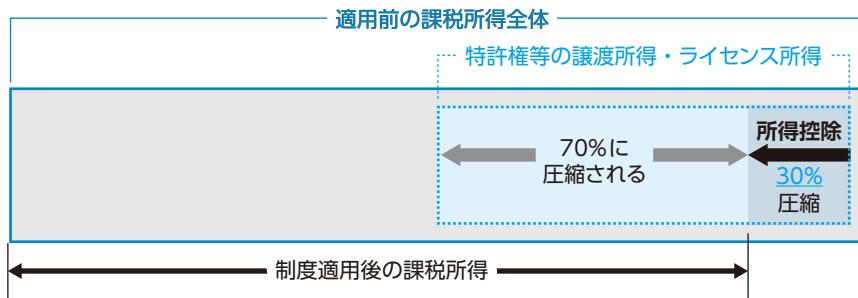
これは、わが国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境の整備を図るためのものです。

対象財産	企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権（令和6年4月1日以降に取得したもの）
対象所得	その知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得
控除率	所得の30%の所得控除
措置期間	7年間（令和7年4月1日施行）

これにより、イノベーションボックス税制の対象所得については、法人税率約7%相当の税制優遇（法人実効税率ベースでみると現在の29.74%から約20%相当まで引き下がる税制優遇）が行われることとなります。

■：適用前の課税所得全体

■：イノベーションボックス税制対象所得



(財務省資料を基に作成)

(3) 外形標準課税の制度的な見直し (地法72の2、地法附8の3の3)

外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少しています。このような減資には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在します。また、組織再編等の際に子会社の資本金を1億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じています。

企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しが行われました。

そこで、改正前の基準(資本金1億円超)は維持し、中堅・中小企業のM&Aやスタートアップへの影響が生じないよう配慮しつつ、以下のように対象範囲が広がりました。

① 減資への対応	<p>前事業年度に外形標準課税の適用対象であった法人は、事業年度末の資本金の額が1億円以下であっても、払込資本の額が10億円超であれば外形標準課税の対象とされます。</p> <p>【経過措置】上記の要件を満たす場合であっても、公布日(R.6.3.30)の前日(R.6.2.29)以前に資本金の額を1億円以下に減資した場合は、外形標準課税の適用を受けません。</p> <p>【留意点】令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度については、前事業年度以前の払込資本の額が10億円超の場合に外形標準課税の対象となる場合があります。</p> <p>適用関係 上記の改正は、令和7年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用されます。(改地法等附7、1三)</p>
② 100%子法人等への対応	<ul style="list-style-type: none">・資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものが外形標準課税の対象となります。・その他所要の措置が講じられます。 <p>適用関係 上記の改正は、令和8年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用されます。(改地法等附8、1四)</p>

〈減資の態様〉

① 項目振替



減資

純資産

資本金

資本剰余金

その他資本剰余金

利益剰余金

その他利益剰余金

自己株式

評価・換算差損等

株式引受権、新株予約権

無償減資



減資

純資産

資本金

資本剰余金

その他資本剰余金

利益剰余金

その他利益剰余金

自己株式

評価・換算差損等

株式引受権、新株予約権

損失の処理

有償減資



減資

純資産

資本金

資本剰余金

その他資本剰余金

利益剰余金

その他利益剰余金

自己株式

評価・換算差損等

株式引受権、新株予約権

株主への払戻し

(4) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる 還付制度の不適用措置の延長等 (措法66の12)

中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、その適用期限が令和8年3月31日に終了する事業年度まで2年間延長されました。また、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限についても令和8年3月31日に終了する事業年度まで2年間延長されました。

この結果、例えば普通法人で各事業年度終了の時において資本金の額が1億円以下であるもの（一定のものを除きます。）については引き続き繰戻還付の適用を受けることができます。

(5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の 損金算入の特例の見直し (措法67の5、措令39の28)

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例は、取得価額が30万円未満の減価償却資産を一括損金算入することができる制度です。

この特例の対象となる法人は、中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告法人（通算法人を除きます。）のうち、常時使用する従業員の数が500人以下の法人に限られます。中小企業者とは、普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額が1億円以下であるもの（一定のものを除きます。）です。そして、農業協同組合等については、資本金の制限がありませんので、資本金（出資金）の額が1億円超であってもこの特例の適用を受けることができます。また、資本金の額が1億円超の法人はe-Taxでの申告が義務化されています。

今回の改正により、この特例について、対象法人からe-Taxにより法人税の申告をしなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものが除外された上、その適用期限が令和8年3月31日まで2年間延長されました。

適用関係 上記の改正は、中小企業者等が令和6年4月1日以後に取得又は製作
若しくは建設をする少額減価償却資産について適用されます。（改措令
附19、1）

1

所得税・個人住民税の定額減税

令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税について、それぞれ定額による所得税額及び所得割の額の特別控除が行われることとされました。

(1) 所得税 (措法41の3の3～41の3の10、措令26の4の2～26の4の5、措規18の23の3～18の23の7、改所法等附1ニイ、34)

令和6年分の居住者の所得税について、本人3万円、同一生計配偶者及び扶養親族（居住者に限ります。以下、「同一生計配偶者等」といいます。）1人につき3万円の特別控除が行われることとされました。ただし、その者の令和6年分の「所得税の合計所得金額」が1,805万円（※）以下である場合に限ります。

（※）給与収入のみの場合、給与収入2,000万円に相当

＜所得税の特別控除の実施方法＞

①給与所得	令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含みます。）に係る源泉徴収税額から順次控除されます。給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものに限ります。	同一生計配偶者等に係る特別控除の額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者又は扶養親族で居住者に該当する者について算出します（注1）（注2）。
②公的年金	令和6年6月1日以後支払を受ける公的年金等（確定給付企業年金を除きます。）に係る源泉徴収税額から順次控除されます。	簡易な手続による減額承認申請により、同一生計配偶者等に係る特別控除の額に相当する金額の控除を受けることができます（注2）（注3）。
③事業所得者等	原則として確定申告の機会に減税が行われますが、予定納税対象者は、令和6年分第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額（3万円）が控除され、控除しきれない部分の金額は第2期分予定納税額（11月）から控除されます。	

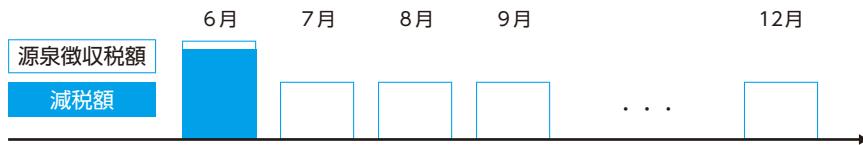
（注1） 令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額が控除されます。給与の支払明細書並びに給与及び公的年金等の源泉徴収票の摘要欄に控除された額等が記載されます（個人住民税についても同様）。

（注2） 同一生計配偶者には、源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円超95万円以下である配偶者は含みません。合計所得金額48万円超の配偶者は、配偶者自身が減税の対象となります。

（注3） 令和6年分の所得税に係る予定納税第1期分の減額承認申請の期限は7月31日（改正前7月15日）と、納付期限は9月30日（改正前7月31日）とされました。

① 紹介所得者に係る特別控除の額

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（1人当たり所得税3万円）以上の場合



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（1人当たり所得税3万円）以下の場合

6月に引ききれなかった額は、7月以降順次控除



減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定

年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整（又は確定申告）で対応

（財務省資料を基に作成）

(注1) 源泉徴収税額からの特別控除に際しては、年末調整を除き、合計所得金額に関わらず実施し、年末調整時において合計所得金額が1,805万円超になると見込まれる場合（ただし年末調整の対象となる者に限ります）には控除実施済額について調整します。

(注2) 年末調整において合計所得金額が1,805万円超かどうかを勘案する際には、基礎控除申告書により把握した合計所得金額が用いられます。

定額減税において、納税者本人と扶養親族（配偶者を含む）の数から算定される減税額（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、個人住民税を課税する市区町村から定額減税しきれない差額が給付されます。（内閣官房「定額減税・各種給付の詳細」より）

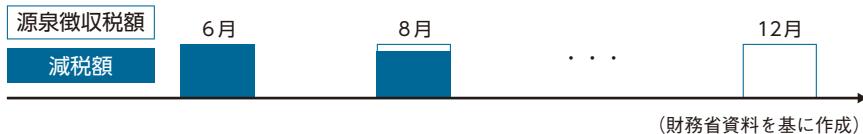
② 公的年金所得者に係る特別控除の額

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（1人当たり所得税3万円）以上の場合



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（1人当たり所得税3万円）以下の場合

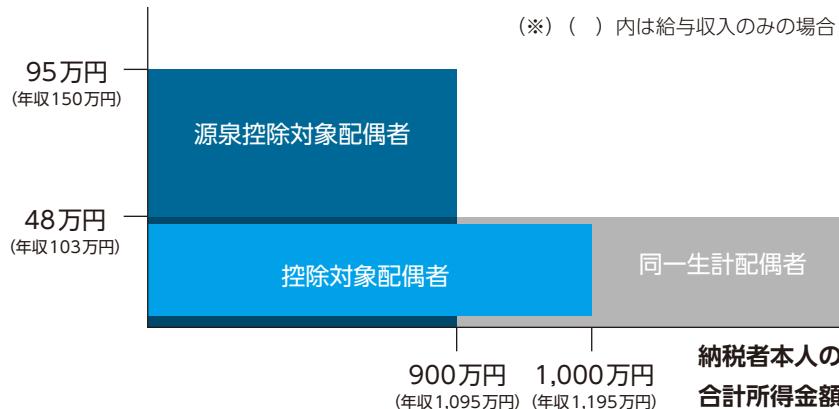
6月に引ききれなかった額は、次の年金支払時以降順次控除



(注) 日本年金機構等に令和5年に提出された令和6年分の扶養親族等申告書に基づき、扶養親族等分も加味した額を、6月以降に支払われる公的年金の源泉徴収税額から控除。提出後に扶養関係の異動等があった場合、確定申告にて対応。

【参考】配偶者の区分

配偶者の合計所得金額



配偶者の区分	本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額
同一生計配偶者	要件なし	48万円以下
控除対象配偶者	1,000万円以下	
源泉控除対象配偶者	900万円以下	95万円以下

(注) 減税額の計算対象となる源泉控除対象配偶者にならない同一生計配偶者（非源泉控除対象同一生計配偶者）及び15歳以下の扶養親族の確認については、所要の措置が講じられています。

今般の定額減税において、退職所得については源泉徴収税額からの控除の対象ではありません。また、いわゆる企業年金により支給される年金等についても、源泉徴収税額からの控除の対象ではありません。いずれも確定申告がなされた場合には、定額減税の対象の所得となります。

(2) 住民税 (地法附5の8～5の13、地令附4の10)

令和6年度分の個人住民税について、本人1万円、控除対象配偶者及び扶養親族（国外居住者を除きます。）1人につき1万円の特別控除が行われます。ただし、その者の令和5年分の合計所得金額が1,805万円^(※)以下である場合に限ります。

（※）「住民税の合計所得金額」は、分離課税の対象となる退職所得が含まれない等、「所得税の合計所得金額」と異なる部分があります。

＜個人住民税の特別控除の実施方法＞

①給与所得	令和6年6月に給与の支払をする際の特別徴収は行われず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額が令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払の際に毎月徴収されます。	控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除きます。）については、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除
②公的年金	令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等から順次控除されます。	
③普通徴収	令和6年度分の第1期分の納付額から順次控除されます。	

（※）都道府県又は市町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の控除上限額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額は、特別控除額の額を控除する前の所得割の額となります。

① 給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収されず、「定額減税「後」の税額」が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収されます。

税負担	{	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		R6.6	7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3	4	5

6月分は徴収されない

↓ (改正後)

税負担	{	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		R6.6	7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3	4	5

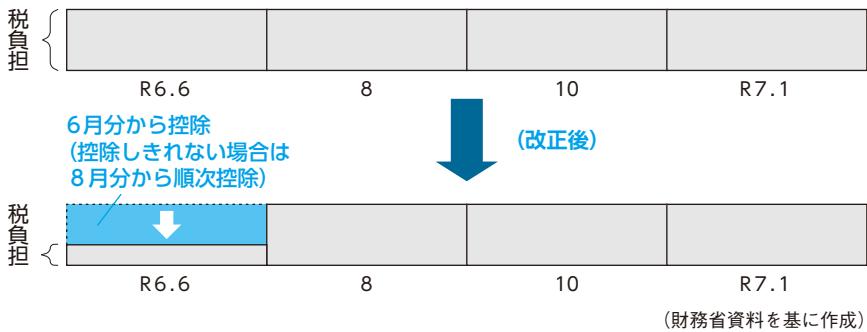
② 公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。



③ 普通徴収（事業所得者等）

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除。



(財務省資料を基に作成)

2 法人にかかる税制改正で個人にも同様の税制改正があるもの

①	給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改正 (措法10の5の4、措令5の6の4、改所法等附26、改措令附4) <u>適用関係</u> 令和7年分以後の所得税について適用されます。	4ページ
②	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し（※適用期限の延長についてのみ）（措法28の2）	18ページ

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

子育て支援税制として、**令和7年度改正**において次の方向性で検討し、結論を得ることとされています。

①	所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講じる。
②	一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている状態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。
③	一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

	所得税		個人住民税
	現行	改正見込み	
一般生命保険料控除	4万円	6万円	2.8万円
介護医療保険料控除	4万円	4万円	2.8万円
個人年金保険料控除	4万円	4万円	2.8万円
合計（上限）	12万円	12万円	7万円

(※) 金額はいずれも適用上限額（上限）です。



III 土地・住宅にかかる税制 改正のポイント

1 子育て支援に関する政策税制

子育て支援に関する政策税制については、次の3つについて検討されており、①と②は、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として、先行的に改正されました。

①	子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
②	子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充
③	子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（24ページのコラム参照）

（1）子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充（措法41⑬⑭⑯）

子育て特例対象個人が適用を受ける住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）について、その対象となる住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）が拡充されました。

対象となる 取得	認定住宅等の新築
	認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得
	買取再販認定住宅等の取得
期間	令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合

【子育て特例対象個人とは】

- ・本人の年齢が40歳未満であって、配偶者（年齢不問）を有する者
- ・本人の年齢が40歳以上であって、年齢40歳未満の配偶者を有する者
- ・本人の年齢と配偶者の有無は不問で、年齢19歳未満の扶養親族を有する者

注 上記の年齢の判定は、令和6年12月31日（年の中途で死亡した場合は、その死亡の時）の現況にあります。

【改正前】(令和6年・7年入居)

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



【改正後】(令和6年入居に限る。令和7年入居は改正前と同じ。)

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て特例対象個人	5,000万円	4,500万円
	上記以外	4,500万円	3,500万円
			3,000万円

また、認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置（原則50m²以上を40m²以上とする措置。ただし合計所得金額1,000万円以下に限ります。）について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとされました。

（注1） 認定住宅等…認定住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅）、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅

（注2） 買取再販認定住宅等…認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの

（注3） 上記について、その他の要件等は、改正前の住宅ローン控除と同様となります。

（2）子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

（措法41の19の3⑦⑨、措令26の28の5⑯～⑰⑰）

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（住宅リフォーム税制）に、子育て特例対象個人（（1）参照）がその者の所有する居住用の家屋について行う一定の子育て対応改修工事（（注1））が追加されました。

対象期間の要件	その居住用の家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合
控除の内容	その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（（注2）（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除

* 上記の税額控除は、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用されません。なお、その他の要件等は、住宅リフォーム税制と同様となります。

(注1) 一定の子育て対応改修工事…次の①～⑥に掲げるものであって、その工事に係る標準的な工事費用相当額（補助金等の交付がある場合には、その補助金等の額を控除した後の金額）が50万円を超えること等一定の要件を満たすもの

①	住宅内における子どもの事故を防止するための工事
②	対面式キッチンへの交換工事
③	開口部の防犯性を高める工事
④	収納設備を増設する工事
⑤	開口部・界壁・床の防音性を高める工事
⑥	間取り変更工事（一定のものに限ります。）

(注2) 標準的な工事費用相当額…子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額にその子育て対応改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額

対象工事		対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
従前からの措置	耐震	250万円	25万円
	バリアフリー	200万円	20万円
	省エネ	250万円(350万円)	25万円(35万円)
	三世代同居	250万円	25万円
	長期優良住宅化	500万円(600万円)	50万円(60万円)
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)	25万円(35万円)
拡充	子育て	250万円	25万円

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※ 上記に加え、対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除がある

(財務省資料を基に作成)

【住宅リフォーム税制におけるその他の改正】

次の措置が講じられた上、その適用期限が令和7年12月31日まで2年間延長されました。

イ	適用対象者の合計所得金額要件が2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）に引き下げられました。
ロ	エアコンディショナーの省エネルギー基準達成率が107%以上（改正前：114%以上）に変更されました。

上記の改正は、耐震、バリアフリー、省エネ、三世代同居、長期適用関係 優良住宅化工事等をして、令和6年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合について適用されます。（改所法等附35）

2 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(地法附17、18、18の3、19、22、24、25、25の3、26、27の5ほか)

(1) 宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、改正前の負担調整措置の仕組みが継続されます。

(2) 据置年度において簡易な方法により価格の下落の修正ができる特例措置が継続されます。

(注) 土地に係る都市計画税の負担調整措置についても、固定資産税の改正に伴う所要の改正が行われました。

3 その他の改正

所得税	①	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法36の2、36の5)	適用期限が令和7年12月31日まで2年間延長されました。
	②	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 (措法41の5、措規18の25、改措規附11)	適用期限が令和7年12月31日まで2年間延長され、令和6年1月1日以後の譲渡より申告手続が一部見直されました。
	③	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等 (措法41の5の2)	適用期限が令和7年12月31日まで2年間延長されました。
	④	既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 (措法41の19の2)	適用期限が令和7年12月31日まで2年間延長されました。
	⑤	認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除 (措法41の19の4、改所法等附36)	適用対象者の合計所得金額要件が令和6年1月1日以後居住分より2,000万円以下 (改正前: 3,000万円以下) に引き下げられた上、適用期限が令和7年12月31日まで2年間延長されました。
	⑥	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置 (措法91)	適用期限が令和9年3月31日まで3年間延長されました。

1

住宅取得等資金に係る 贈与税の非課税措置の改正

(措法70の2、措令40の4の2)

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられました。

(注) 1,000万円（省エネ等住宅）及び500万円（その他の住宅）の非課税限度額は変更ありません。

❶	適用期限が令和8年12月31日まで3年間延長されました。				
❷	住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となる「エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋」の要件が次のとおりとされました。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上</td> <td>断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正案	断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上
改正前	改正案				
断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上				

(注) 令和6年1月1日以後に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、改正前の要件のものであっても、その住宅用家屋が次のいずれかに該当するものであるときは、「エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋」とみなされます。

イ	令和5年12月31日以前に建築確認を受けているもの
ロ	令和6年6月30日以前に建築されたもの

適用関係 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。(改所法等附54④⑤⑥)

2 その他の改正

①	特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例（措法70の3）	適用期限が令和8年12月31日まで3年間延長されました。
②	個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 (個人版事業承継税制) (中小企業における経営の承継円滑化に関する法律施行規則17、18)	「個人事業承継計画」の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長されました（適用期限が令和10年12月31日までの贈与・相続・遺贈であることについては、変更ありません。）。
③	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度 (法人版事業承継税制) (中小企業における経営の承継円滑化に関する法律施行規則17、18)	「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長されました（適用期限が令和9年12月31日までの贈与・相続・遺贈であることについては、変更ありません。）。
④	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（措規23の5の4、改措規附1）	児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月1日以後、その適用対象となる結婚・子育て資金の範囲に、同法の子育て世帯訪問支援事業及び親子関係形成支援事業に係る施設に支払うものが加えられました。



消費課税にかかる税制 改正のポイント

1 プラットフォーム課税の導入

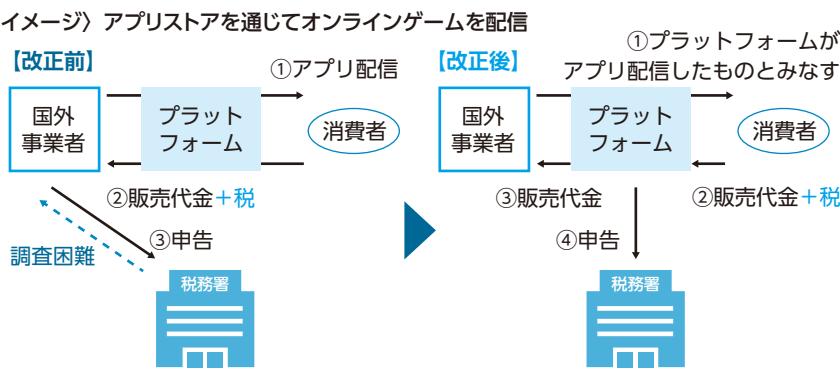
(消法15の2、消令29、消規11の5)

デジタルサービス市場の拡大によりプラットフォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国外事業者の納めるべき消費税の捕捉や調査・徴収が課題となっています。こうした課題に対し、諸外国では、事業者に代わってプラットフォーム事業者に納税義務を課す制度（プラットフォーム課税）が導入されています。

わが国においても、国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保するため、プラットフォーム課税を導入することとされました。導入に当たっては、国内の事業者に影響が出ないよう国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、また、対象となるプラットフォーム事業者は、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮して、一定の規模を有する事業者とされています。

あわせて、国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避を防止するため、必要な制度の見直しが行われました。

〈イメージ〉アプリストアを通じてオンラインゲームを配信



(財務省資料を基に作成)

V

消費課税にかかる税制
改正のポイント

改正のポイント

適用関係 上記の改正は、令和7年4月1日以後に国内において行われる電気通信利用役務の提供について適用されるとともに、所要の経過措置が講じられます。(改所法等附13⑥～⑧)

2

消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等

(1) 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満のものに限ります。）については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。(令和6年国税庁告示第10号)

【帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる自販機特例等を適用する場合の帳簿記載事項】

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- 対価の額

●課税仕入れの相手方の住所又は所在地

（国税庁長官が指定するものについて、住所等の記載は不要）

- 特例の対象となる旨

【改正前】

【改正後】

自販機や証票が回収される取引（3万円未満の少額なものに限る。）について、住所等の記載を不要とする。



(財務省資料を基に作成)

適用関係 上記の改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとされました。

(2) 簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する事業者が、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件としてその課税仕入れに係る支払対価の額に $\frac{10}{110}$ (軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、 $\frac{8}{108}$) を乗じた金額とすることが認められることが明確化されたほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しが行われました。(消費税法施行令等の一部を改正する政令〔平成30年政令第135号〕附則22及び23)

3

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の見直し

(消法12の4、37、消令25の5)

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合が加えられました。

【高額特定資産を取得した場合の制度の適用関係】

X1期	X2期	X3期	X4期
本則課税	本則課税（強制）	本則課税（強制）	本則課税 or 簡易課税
高額特定資産の取得			

高額特定資産の取得により
本則課税が強制される

(財務省資料を基に作成)

上記の改正は、令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う金
適用関係 又は白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金又は
白金の地金等について適用されます。(改所法等附13④)

4 外国人旅行者向け免税制度の抜本的な見直し

(消費法30⑫)

外国人旅行者向け免税制度に関しては、多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発しています。また、出国時に免税購入物品を所持していない旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、その多くが滞納となり、本制度の不正利用は看過できない状況となっています。

令和6年度税制改正では、横流しされた免税購入物品と知りつつ仕入れた場合に、その仕入税額控除を認めないこととする措置が講じられました。

○輸出物品販売場による免税販売手続が電子化され、国税庁において購入記録情報をデータで把握することが可能となったことにより、国内での譲渡・横流しが疑われる多量・多額な免税販売・購入の実態が明らかになっています。こうした不正に対応するため、以下の見直しが行われました。

外国人旅行者 → 買取業者



免税購入品の国内譲渡



【改正前】

仕入れた免税購入品について、
仕入税額控除可能

【改正後】

仕入れた免税購入品について、
**それが免税購入品だと知っている場合には
仕入税額控除を認めない**

(財務省資料を基に作成)

適用関係 上記の改正は、令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用されます。(改所法等附13⑨)

【参考：令和7年度改正（検討）】

今後こうした不正を排除しつつ、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度の導入が検討されています。実務的には、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出しが確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みとなります。

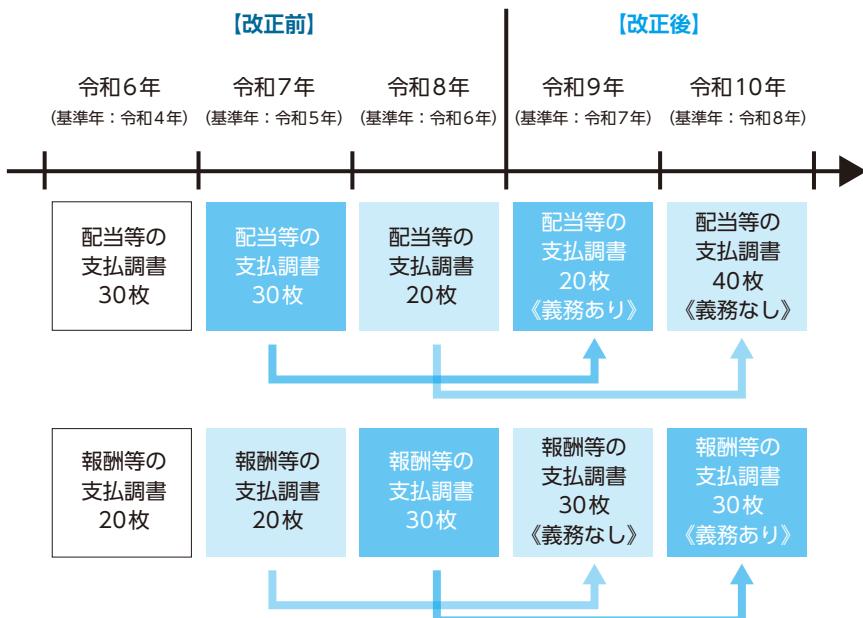


VI. 納税環境 改正のポイント

1 法定調書のe-Tax等による提出義務基準の引下げ

(所法228の4、相法59、措法42の2の2、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律4)

支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数が30枚以上（改正前：100枚以上）に引き下げられました。



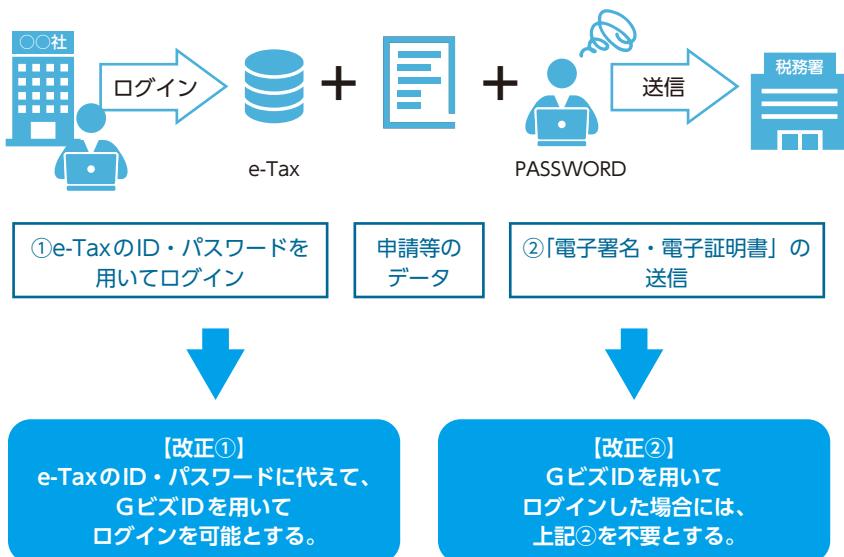
適用関係

上記の改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用されます。（改所法等附5、12②、37、57）

2 GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

所要の法令改正等を前提に、法人が、GビズID（法人共通認証基盤）（一定の認証レベルを有するものに限ります。）を入力して、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等又は国税の納付を行う場合には、その申請等を行う際の識別符号及び暗証符号（e-TaxのID及びパスワード）の入力、電子署名並びにそれに係る電子証明書の送信又はその国税の納付を行う際の識別符号及び暗証符号の入力を要しないこととすることとされました。

【GビズIDを用いて法人がe-Taxで行う申請等のイメージ】



(注) 国税庁のサーバ署名により、申請等における改ざん防止措置が運用上講じられます。

(財務省資料を基に作成)

3

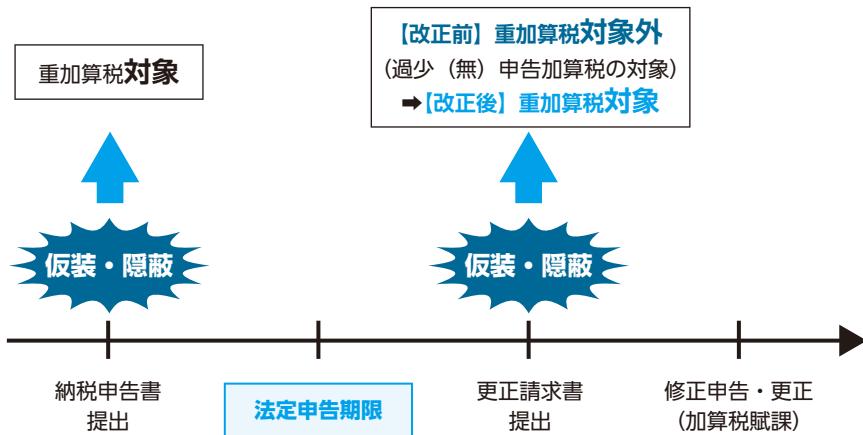
隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備

(通法68)

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合が加えられました。

(注1) 偽りその他不正の行為により国税を免れた場合等に、延滞税の計算期間から一定の期間を控除する特例が不適用となる措置について、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた一定の場合が対象となることを明確化する運用上の対応が行われます。

(注2) 地方税における過少申告加算金又は不申告加算金に代えて課される重加算金の適用対象についても同様の改正が行われました。



(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和7年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。(改所法等附19)

4 その他の改正

(1) 税務代理権限証書等の様式の整備 (税理士規28)

税務代理権限証書、申告書の作成に関する計算事項等記載書面（税理士法33の2①）及び申告書に関する審査事項等記載書面（税理士法33の2②）の様式について、国税庁長官が必要がある場合に、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとされるほか、「所属税理士会等」の欄の記載事項の簡素化が行われました。

適用関係 申告書の作成に関する計算事項等記載書面及び申告書に関する審査事項等記載書面について適用されます。（改税理士規附1 ただし書）

(2) 次世代システムの導入に伴う各種様式の整備

（所規104、相規8、31、措規2の5、3の7、3の16、11の3、18の13の6、18の13の7、18の15の11、18の23の2、19の4、19の5、税理士規28）

国税庁においては、令和8年度から新たな基幹システム（次世代システム）の導入を予定しており、納税者から書面で収受した申告書、申請書、届出書等については、原則としてスキャナを使用してデータ化・イメージ化等を行い、システムから紙出力せずに、端末上で事務処理を行うことができるようすることとされています。

そのため、この次世代システムの導入に伴い、スキャナの読み精度の向上等を図る観点から、次の申告書、申請書、届出書等の各種様式について所要の整備が行われました。

所得税関係	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に係る申告書 ・源泉所得税の徴収高計算書 ・調書、源泉徴収票、計算書及び報告書 ・勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度に係る申告書
資産税関係	<ul style="list-style-type: none"> ・特定障害者に対する贈与税の非課税制度に係る申告書 ・相続税法に規定する調書
税理士関係	<ul style="list-style-type: none"> ・税務代理権限証書 ・申告書の作成に関する計算事項等記載書面 ・申告書に関する審査事項等記載書面

適用関係 上記の改正は、令和8年9月1日以後に提出する書類について適用されます。（改所規附1三、改相規附、改措規附1三、改税理士規1ただし書）

(3) 処分通知等の電子交付の拡充

（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令11）

電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うことができる処分通知等について、次の措置が講じされました。

処分通知等の範囲	法令上、全ての処分通知等（改正前は、国税還付金振込通知書や住宅ローン控除証明書、適格請求書発行事業者の登録通知などの9手続に限定）について、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うことができることとされました（納税者のメッセージボックスに通知が格納されます）。
同意の方式	電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により処分通知等を受ける旨の同意について、処分通知等に係る申請等に併せて行う方式が廃止され、あらかじめ、メールアドレスを登録して、その同意を行う方式とされました。

適用関係 上記の改正は、令和8年9月24日から適用されます。（令和6年財務省令第31号附則）

(4) 地方公金に係るeLTAX経由での納付

eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付については、令和元年10月より開始され、順次拡大し、令和5年4月から固定資産税・自動車税などが対象税目となりました。令和6年度改正ではさらに地方税以外の地方公金（国民健康保険料など）が追加され、地方自治法の改正に併せて、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する措置が講じられました。

適用関係 上記の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（仮称）の施行の日から適用されます。

【本冊子で使用している略称】

地	法	… 地方税法
所	法	… 所得税法
相	法	… 相続税法
消	法	… 消費税法
措	法	… 租税特別措置法
通	法	… 国税通則法
消	令	… 消費税法施行令
措	令	… 租税特別措置法施行令
消	規	… 消費税法施行規則
措	規	… 租税特別措置法施行規則
税理士	規	… 税理士法施行規則
改地法等附	…	地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則
改所法等附	…	所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則
改措令附	…	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第151号）附則
改相規附	…	相続税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年財務省令第16号）附則
改措規附	…	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和6年財務省令第24号）附則
改税理士規	…	税理士法施行規則の一部を改正する省令（令和6年財務省令第25号）附則

監修：税理士 杉田宗久

執筆：税理士 上西左大信、税理士 佐藤善恵

企画・制作：清文社